

議会運営委員会記録

| | |
|----------------|---|
| 招集年月日 | 令和元年9月18日(水) |
| 招集の場所 | 正副議長室 |
| 開 会 | 午後5時 |
| 出席者 | 委員長 前原 吉宏 副委員長 平吹 俊雄 委 員 吉田 眞悦 委 員 鈴木 宏通 委 員 福田 淑子 委 員 千葉 一男 委員外議員 我妻 薫 議 長 大橋 昭太郎 |
| 欠席者 | なし |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 総務課長 佐々木 義則 企画財政課長 佐野 仁 事務局長 佐藤 俊幸 事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹 |
| 協議事項 | 1) 追加議案等について 2) 陳情、要請等 |
| その他 | |
| 閉 会 | 午後5時35分 |

2号様式 協議の経過

| | |
|----------|---|
| | 開会 午後5時 |
| 前原委員長 | <p>皆さん、午前中の現地調査、午後からの連合審査と大変御苦労さまです。</p> <p>ただいまから、議会運営委員会を開きます。</p> <p>委員は全員出席ですので委員会は成立いたしております。</p> <p>また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長に出席していただいております。</p> <p>それでは、1)追加議案等についてお願いいたします。</p> |
| 佐々木総務課長 | <p>それでは、毎日の決算審査、御苦労さまでございます。追加議案の説明の前にお渡ししました正誤表についてですが、現在御審議をいただいております議案第31号、平成30年度美里町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定についての議案の中に一部字句の誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。内容につきましては水道事業会計の決算書の21ページになりますが、表の項目の欄にある不納欠損の不納の字が誤ってございました。この部分について訂正をお願いするものでございます。訂正につきましては、明日の分科会審査まとめの前にこの部分についてシールで修正をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 前原委員長 | <p>それでよろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、執行部よろしく願いいたします。議案等の説明をお願いいたします。</p> |
| 佐野企画財政課長 | <p>連日の審査お疲れさまでございます。令和元年度美里町一般会計補正予算(第5号)につきまして御説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。議案書につきましては1ページから、資料編につきましても1ページでございます。予算本文第1条、既定の歳入差出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億2,661万4,000円といたしております。補正予算の細部につきましては、事項別明細書にのっとって説明させていただきます。</p> <p>初めに、歳出について御説明申し上げます。</p> <p>議案書の14ページ、15ページのほうをお開き願います。</p> <p>2款総務費に3万5,000円追加いたしております。4項選挙費の宮城県議会議員選挙費に期日前投票管理者報酬等3万5,000円追加いたしました。これは、宮城県選挙管理委員会から18歳の有権者の投票率の低下を踏まえ、若い世代の投票率向上と主権者教育の推進をはかるため、令和元年10月27日執行の宮城県議会議員一般選挙時に県立高等学校において期日と時間を限定した期日前投票所を試</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>行的に設置したいという打診があり、本庁舎と南郷庁舎の2つの期日前投票所に加え、小牛田農林高等学校に期日前投票所を設置することとしたため、期日前投票管理者と立会人の報酬及び費用弁償を追加するものでございます。</p> <p>次に、歳入について御説明申し上げます。</p> <p>前のページ、12ページ、13ページのほうをお開き願います。</p> <p>15款県支出金に3万5,000円追加いたしました。3項県委託金の総務費県委託金に宮城県議会議員選挙委託金3万5,000円追加いたしました。7ページのほうにさらにお戻りください。予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、スポーツ施設及びスイミングセンターの指定管理料について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。以上が補正予算の内容となっております。よろしくお願いたします。</p> |
| 前原委員長 | 休憩いたします。 |
| | <p>休憩 午後5時03分</p> <p>再開 午後5時04分</p> |
| 前原委員長 | <p>再開いたします。</p> <p>それでは、ただいまの説明についてはよろしいですか。(「はい」の声あり)それでは、次をお願いいたします。</p> |
| 佐々木総務課長 | <p>それでは、続きまして議案第33号美里町スポーツ施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。議案書につきましては16ページ、資料編につきましてはかなりの量ということで別冊の資料という形にさせていただきました。美里町スポーツ施設の指定管理者につきましては、これまで特定非営利活動法人美里町体育協会が担ってきたところでございますが、現在の指定管理期間が令和2年3月31日をもって終了することとなることから、その後の指定管理者の候補者を選定したところでございます。選定にあたりましては、美里町指定管理者候補者選定委員会に諮問し、令和元年7月31日付けで答申を受けたところでございます。町といたしましては当委員会の選定結果を踏まえ、特定非営利活動法人美里町体育協会、株式会社オリエンタルコンサルタント美里町スポーツ施設指定管理業務共同事業体を美里町スポーツ施設の指定管理者の候補者に選定いたしました。地方自治法第244条の2第6項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。なお、選定結果の詳細につきましては会議当日私のほうから、基本協定書の詳細等につきましてはまちづくり推進課長のほうから御説明申し上げます。以上でございます。よろしくお願いたします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 平吹副委員長 | これは、前に全員協議会で示されたものと変えているところもあるのだろうけれどね。訂正しているのだろうからね。 |
| 佐々木総務課長 | 全員協議会で出したものは、今回出した提案書の概略版というかプレゼンの時に提出したものを前回は出しましたが、今回は実際、公募した際に提出いただいた提案書、これが全ページになりますけれども、今回の資料としてはそちらのほうを提出させていただいてございます。 |
| 前原委員長 | 休憩いたします。 |
| | 休憩 午後5時07分 再開 午後5時09分 |
| 前原委員長 | 再開いたします。他に何かございますか。千葉委員。 |
| 千葉委員 | 仕様書はかなり変わっていますか。読まないと分からないけれど、前回の時と。 |
| 佐々木総務課長 | 前回とですか。内容的には今回、整備をさせていただいております。というのはですね、業務の基準といった形でですね、実際の業務内容をしていただく部分と各施設の細かい部分とですね、ある程度項目だてを見直しさせて作らせていただいたものですから、前回と比べると業務全体の内容は変わりませんが、今回の仕様のほうが内容的には少し細かくなっています。 |
| 千葉委員 | その辺は提案の時に説明してくれるわけ。 |
| 佐々木総務課長 | こちらから指定管理を頼む業務の内容は変わっていないという旨を、ということですね。 |
| 千葉委員 | 実際、具体的に今までとどう変わっているか、変わるのか。細かい一字一句ではなくて、大きく変わるところがあれば説明してもらえますか。 |
| 佐々木総務課長 | 説明の中にですね。そういうところがありましたら。 |
| 前原委員長 | よろしいですか。他にありませんか。それでは次お願いします。 |
| 佐々木総務課長 | 続きまして、議案第34号美里町スイミングセンター指定管理者の指定について御説明申し上げます。議案書につきましては18ページからとなります。資料編につきましてはかなりの量ということで別冊の資料という形にさせていただきました。美里町スイミングセンターの指定管理者につきましては、これまで特定非営利活動法人美里町体育協会が担ってきたところでございますが、現在の指定管理期間が令和2年3月31日をもって終了することとなることから、その後の指定管理者の候補者を選定したところでございます。選定にあたりましては、美里町指定管理者候補者選定委員会に諮問し、令和元年7月31日付けで答申を受けたところでございます。町といた |

| | |
|---------|---|
| | <p>しましては当委員会の選定結果を踏まえ、株式会社ダンロップスポーツウェルネスを美里町スイミングセンターの指定管理者の候補者に選定いたしました。地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。なお、選定結果の詳細につきましては会議当日、私のほうから基本協定書の詳細等につきましてはまちづくり推進課長のほうからそれぞれ御説明申し上げます。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 前原委員長 | <p>ただいまの説明について、皆さんから何かありますか。休憩いたします。</p> |
| | <p>休憩 午後 5 時 1 5 分 再開 午後 5 時 2 8 分</p> |
| 前原委員長 | <p>再開いたします。 議案第 34 号の資料の千葉県の部分の訂正は明日の午後になりますけれど、議員の皆さんには本日事務局のほうから連絡していただきます。よろしいですか。(「はい」の声あり) よろしくよろしくお願いいたします。それでは次よろしくお願いいたします。</p> |
| 佐々木総務課長 | <p>続きまして、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。議案書 19 ページ、資料編は 2 ページからになります。現人権擁護委員の熊坂礼子氏は令和元年 12 月 31 日をもって任期満了となります。同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいことから人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会にお諮りするものでございます。任期につきましては、人権擁護委員法第 9 条の規定により 3 年でございます。なお、同氏の経歴につきましては資料編の説明資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 前原委員長 | <p>ただいまの説明について何かありませんか。(「ありません」の声あり) それでは次よろしくお願いいたします。</p> |
| 佐々木総務課長 | <p>続きまして、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、でございます。議案書 20 ページ、資料編は 4 ページとなります。現人権擁護委員の佐々木英一氏は令和元年 12 月 31 日をもって任期満了となります。その後任として岩淵薫氏を人権擁護委員として推薦したいことから人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会にお諮りするものでございます。任期につきましては、人権擁護委員法第 9 条の規定により 3 年でございます。なお、同氏の経歴につきましては説明資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 前原委員長 | <p>ただいまの説明について何かありませんか。(「ありません」の声</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>あり) それでは、説明はおわりました。全体を通して何かございますか。よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、次に2) 陳情、要請等について、今回1件をお手元に配付してございます。内容を御確認していただき、この取り扱いについてお諮りしたいと思います。どのようにいたしますか。(「配付のみ」の声あり) それでは、配付のみということによろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、次に4番その他に入ります。何かございますか。事務局はありますか。</p> |
| 佐藤事務局長 | <p>順番は、特別委員会が終わりましたら、議案第31号から認定第6号までの7議案、その次にこのとおりの順番に追加議案第32号、33号、34号、諮問第1号、2号、最後に議員派遣となります。</p> |
| 前原委員長 | <p>他になければ、これをもちまして議会運営委員会を終了したいと思います。よろしいですか。(「はい」の声あり)</p> <p>副委員長、お願いします。</p> |
| 平吹副委員長 | <p>本会議もあと実質2日間ということになります。例年どおりの長い決算審査ということで、大変御苦労さまでございます。体調に気をつけて打ち上げは皆さんと一緒にいきたいと思っております。</p> <p>本日は大変御苦労さまでした。</p> |
| | 閉会 午後5時35分 |